

## 職場内研修等への講師（職員）派遣事業実施要領

### 1 目的

社会福祉経営支援事業実施要綱に定める「職場内研修等への講師（職員）派遣事業」を円滑に実施するため、その細目について定める。

### 2 実施の趣旨

福祉サービスは、「人に対し、人が行う」専門的な対人援助であり、提供する職員の資質がサービスそのものの質を左右する。そして、サービスの質を高めるためには、職員個人の努力だけではなく、質の高いサービスを常に意識した職場づくりが重要となる。さらには、施設・法人としての個性発揮を図らなければならない。

そこで、本会の役職員を施設・法人に直接派遣し、本会の有する情報や知識・技術を提供することにより、本会役職員の資質向上はもとより、福祉施設への経営支援と福祉サービスの質の向上を図ることを目的とする。

### 3 対象

県内の社会福祉施設及び法人等（以下「福祉施設等」という。）

### 4 実施プログラム

内容は、別表1のとおりとする。（研修内容の詳細については、福祉施設等と協議のうえ進める。）

### 5 実施方法

- (1) 福祉施設等は、青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と事前協議のうえ、「講師（職員）派遣調整依頼書」（様式1）を県社協に提出する。
- (2) 県社協は、内容について確認し、派遣の可否及び当該担当職員の決定を行う。
- (3) 当該担当職員は、講師を忠実に務めるとともに、派遣終了後にその内容について関係資料を付して復命する。
- (4) 派遣に係る費用は、派遣終了後に県社協が「講師（職員）派遣請求書（精算書）」（様式2）に基づき請求する。

### 6 利用料金

- (1) 派遣に係る旅費は、自動車の走行距離1kmあたりを25円とし、福祉施設等と県社協との総走行距離（小数点以下、切り捨て）を乗じた額に、有料道路を使用した場合は通行料を合わせて請求する。  
自動車以外の交通機関による場合は、宿泊費等を含み、本会旅費規程に基づく。

(2) 報酬については、下表に掲げる報酬単価に利用時間を乗じて得た額とする。

区 分	内 容	1 時間あたり報酬単価 (税込み)
1 講演	職員の経験や知識に基づき、主体的に演題を定めて、考えや主張を述べるもの（講義、講演、講話など）	5,400円 (1時間以上は30分毎とする。)
2 演習・ファシリテータ	参加者の気づきを深める、又は課題を掘り下げる場等における進行役等	

ただし、県社協会員は報酬単価の40%を減額する。

## 7 その他

- (1) 職員を派遣するにあたっては、日常業務に支障を来さない範囲で行う。
- (2) 具体的な内容や演題、時間、レジュメ等は、当該担当職員が調整する。
- (3) 派遣が時間外になる場合等は、移動時間を除いた稼働時間のみを時間外勤務として認めることができる。なお、派遣が休日の場合は、「振替休日の取り扱いについて（内規）」に基づく。

8 この実施要領に定めるもののほか、事業を円滑に進めるために必要な事項は、県社協事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年6月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

《職場内研修等への講師（職員）派遣プログラム》

【別表 1】

区分	No.	派遣プログラム	ねらい	利用料金(①+②)
講演・演習 (実技指導)	1	地域福祉と権利擁護	地域生活における権利擁護や成年後見制度	① 旅費：@25 円/kmに会場までの距離数（往復）を乗じた額 （有料道路を使用した場合は通行料を含む）  ② 報酬：@5,400 円/時間に講演・演習時間を乗じた額  ※ただし、本会会員は報酬を 40%割引します。
	2	地域福祉活動の推進	小地域ネットワーク活動や社会資源の活用、住民参加の手法	
	3	社会福祉協議会活動	社協の成り立ちや歴史、役割や使命、課題や方向性	
	4	ボランティア活動	ボランティアの意義や役割、現状	
	5	災害ボランティア	災害ボランティアの現状や課題、組織化等	
	6	福祉・介護分野に求められる人材	福祉人材無料職業紹介事業の現状と今後について	
	7	広報誌の作成	広報誌の意義と役割、作成の手法と留意点	
	8	職員マナーアップ	電話や面接による対応の一般的なマナー	

《事業説明に関する職員派遣プログラム》

【別表 2】

No.	説明項目（プログラム）	ねらい	担当部署
1	県社会福祉協議会	県社協が実施する事業に関して理解を図る。	地域福祉課
2	日常生活自立支援事業（権利擁護）		地域福祉課
3	生活福祉資金貸付事業		生活支援課
4	不動産担保型生活福祉資金貸付事業		生活支援課
5	福祉安心電話サービス事業		地域福祉課
6	県ボランティア・市民活動センター		地域福祉課
7	県福祉人材センター事業		福祉人材課
8	県民間社会福祉事業職員共済事業		総務企画課
9	福祉医療機構退職手当共済事業		総務企画課
10	福利厚生センター事業		総務企画課
11	福祉サービス第三者評価事業		福祉人材課
12	地域密着型サービスの外部評価事業		福祉人材課
13	苦情解決事業		運営適正化委員会
14	地域生活定着支援事業		地域生活定着支援センター
15	障害者権利擁護事業		障害者権利擁護センター
16	生活困窮者自立支援事業		生活支援課
17	民生委員・児童委員		生活支援課